

## ○宮崎大学工学部 I C Tソリューションセンター規程

令和5年2月14日  
制 定

### (設置)

第1条 宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）に、I C Tを活用した教育の実践・演習の拠点の整備・充実を通して、工学部・工学研究科の教育改革を推進するために、I C Tソリューションセンター（以下「センター」という。）を置く。

### (目的)

第2条 センターは、工学部及び工学研究科の学生のデザイン能力（企画・構想力）向上を目的とする。

2 センターは、教職協働型の運用形態とし、I C Tを活用した実験・演習・体験型教育の実践と、研究の場を提供する。

### (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、デジタル技術教育支援、I o T・計測・制御技術研究支援、数理情報応用技術研鑽等の業務を行う。

### (職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) センター主任（技術職員）
- (4) センター副主任（技術職員）

2 センター長は、センターの業務を統括する。

3 センター次長は、センター長を補佐し、センターの業務を掌理する。

4 センター主任は、センター次長を補佐し、センターの運営を管理する。

5 センター副主任は、センター主任を補佐し、センターの運営を執行する。

6 センターでの技術支援は、宮崎大学工学部教育研究支援技術センター（以下「技術センター」）情報システム系所属の技術職員にて対応する。

### (運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、宮崎大学工学部 I C Tソリューションセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (センター長、センター次長、センター主任、センター副主任)

第6条 センター長は、教授の職にある者をもって充て、宮崎大学工学教育研究部企画会議の推薦に基づき学部長が委嘱する。

2 センター次長は、委員会委員の互選により選出しセンター長が委嘱する。

3 センター長及びセンター次長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 センター長及びセンター次長に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター主任及びセンター副主任は、技術センター長の推薦に基づき委員会が承認する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。